

# 愛媛県運転免許センター 免許相談室について

愛媛県警察では、運転免許センターに『免許相談室』を設け、ご病気や身体に障がいをお持ちの方、高齢者の方に対する運転免許の更新手続きや条件などについて、担当職員や保健師が個別相談を行っております。

ご相談を希望される方は

**免許相談室 (089)978-4141**

にお電話いただくか、直接、運転免許センターの更新窓口までお越しく下さい。

## 【主な相談例】

### ○病気に関する免許相談

- 病気治療の後遺症で頭髪が抜けている場合に、更新の際の写真撮影はどのようにするのか。
- 病院で「てんかん」と診断されたが、運転免許は取得できるか。
- 子どもが「統合失調症」と診断されたが、免許更新は可能か。
- 病気で入院していて失効させたが、更新手続きはできるのか。
- 糖尿病で低血糖症の疑いがあるが、届け出る必要があるのか。
- 病気が理由で免許停止になったが、前歴になるのか。

### ○身体に障がいをお持ちの方の免許相談

- 怪我で片目の視力が落ちてしまったが、運転免許は取得できるか。
- 交通事故の後遺症で半身に麻痺が残ったが、免許更新は可能か。
- 耳が聞こえにくくなったら二種免許は返さなければ

いけないのか。

○認知症（高齢者）に関する免許相談

- 母が認知症になり免許を返納したいのだがどうしたらいいか。
- 父に免許を返納させたいのだが嫌がっている。どうすればよいか。
- 免許を自主返納した場合どのような特典があるのか。
- 返納後に運転経歴証明書をもらう手続きはどうすればよいか。

免許更新時の写真撮影については、原則無帽ですが、宗教上の理由、病気、怪我等やむを得ない事由がある場合は、帽子等を着用したままでの撮影もできます。  
あらかじめ、その旨を担当職員にお申し出ください。

○運転適性にかかる免許相談

- 認知症
- 統合失調症
- てんかん
- 再発性の失神
- 無自覚性の低血糖症
- そううつ病
- 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

などの病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては運転免許が取得できなかつたり、既已取得している免許を取り消されたりする場合がありますので、ご相談ください。

最寄りの警察署交通課でも相談を受けております。

平日の執務時間内にお電話していただくか直接お越しください。

一定の病気にかかっている方及びそのご家族等のみなさんへのお願い。

※ 一定の病気

認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

○ 運転免許の取得前に、必要に応じて警察に相談してください。

○ 運転に支障のある状況が長期間続いている、又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。



～ 運転免許センターでは免許相談室を設置して相談を受け付けているほか、警察署の交通課でも相談が可能です ～

○ 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

※ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど。

# 免許相談室

